

**治療と仕事の両立に利用できる制度（概要）**  
**（常勤職員・非常勤職員）**

**【休暇・休職制度】**

	概 要	期間・日数
年次休暇	事由を問わず使用できる休暇 〔勤務時間法第17条、人事院規則15—15第3条〕	1年間で原則20日 (注1)(20日を限度に翌年に繰越可)
病気休暇 (非常勤職員は私傷病休暇等) (注2)	負傷又は疾病の療養のための休暇 〔勤務時間法第18条、人事院規則15—14第21条、人事院規則15—15第4条第1項第14号、第2項第3号～第5号〕	原則として連続90日まで(非常勤職員の私傷病休暇は年度ごとに最大10日)
病気休職	心身の故障のため、長期の休養を要する場合の休職 〔国家公務員法第79条第1号〕	休養を要する程度に応じ任命権者が定める期間(注3)

(注1) 常勤職員は毎年1月1日に付与。非常勤職員は任期に応じて採用日又は継続勤務期間が6月を超えることとなる日に当初付与(最大10日)、その後1年ごとに継続付与(最大20日)。

(注2) 非常勤職員の私傷病休暇は、6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)が対象。

(注3) 病気休職の期間は、診断書に基づき、常勤職員については3年を超えない範囲内、非常勤職員については任期の範囲内で任命権者が定める。

**【勤務時間の変更等を行う制度】**

	概 要	期間・日数
フレックスタイム制 (常勤職員及び期間業務職員)	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること(土日のほかに週1日勤務しない日を設定することも可) 〔勤務時間法第6条第3項、人事院規則15—15第2条第2項〕	制限なし
指導区分の決定・変更後の事後措置	職員が生活規正の面Bの指導区分の決定又は生活規正の面Bへの指導区分の変更を受けた場合の事後措置 ※職務・勤務場所の変更や休暇(時間単位)の使用等による勤務軽減並びに深夜勤務、時間外勤務及び出張の制限等 〔勤務時間法第18条、人事院規則10—4第23条、第	生活規正の面Bの指導区分の決定を受けている間

	<p>24条第1項、別表第4、 「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」（昭和62年12月25日職福—691）別表第4関係、 人事院規則15—14第21条第1項、人事院規則15—15第4条第1項第14号、第2項第3号、第5号]</p>	
--	--	--